

山梨県歯科医師連盟 今回は2ページです。

連盟ニュース 第64号

□発行
山梨県歯科医師連盟 甲府市大手1-4-1
TEL: 055-252-6481 FAX: 055-253-0854
□発行人 一瀬 明 HP: <http://ydpf.jp>
□編集人 一瀬 明・馬場 康二
山梨県歯科医師連盟機関紙

次期参議院議員比例代表候補者の選出過程について

次期参議院議員比例代表候補者の選出過程について、下記にてご報告いたします。

○令和2年6月26日(金)

日歯連盟第140回評議員会において、候補者を推薦し、候補者選考委員会を設置する事が決定されました。

○令和2年7月9日(木)

関東地区歯科医師連盟会長・理事長会議(WEB)が行われ、候補者選考委員の選出を各県の投票で決める事になり、投票の結果、関東地区では茨城県、栃木県、山梨県が選出され、当番県の埼玉県を含めた4県が選考委員となりました。

○令和2年7月16日(木)

第1回参議院議員比例代表選考委員会が開催され、全国各ブロックから19名の委員、日歯連盟から3名の役員の合計22名で委員会が行われました。

各都道府県歯科医師連盟からの推薦を受ける形の公募を行う事となり、8月21日(金)午後5時までに郵便での提出となりました。

○令和2年8月27日(木)

第2回選考委員会が開催され、3名の候補者(山田宏氏、西村正美氏、萩原鉄也氏)が決定し、候補者の書類審査及び面接の方法、質問事項、表決方法が決定されました。

○令和2年9月24日(木)

第3回委員会を開催。候補者3名の面接を実施。

○令和2年10月8日(木)

第4回委員会を開催。候補者選考の投票が行われました。投票の結果、山田宏氏16票、西村正美氏3票、萩原鉄也氏3票となり、第1回の投票で山田宏氏が全体の2/3票以上の得票となり、山田宏氏を高橋日歯連盟会長に答申しました。

○令和2年10月30日(金)

第141回臨時評議員会が開催され、投票による表決が行われ、投票総数72票(賛成52票、反対20票)で可決されました。

これにより、次期参議院議員比例代表選挙における、**日歯連盟候補者は、山田宏氏に決定**しました。今回は、初めて歯科医師ではない候補者が選ばれることになり、時代の変遷を感じました。2年後の参議院選挙においては、会員の皆様のご協力をお願いいたします。 [記 一瀬]

日本歯科医師連盟「第1回政治セミナー」報告

令和2年11月12、13日の両日、日本歯科医師連盟主催の第1回政治セミナーが東京都飯田橋ホテルメトロポリタンエドモンドにおいて開催されました。このセミナーは当初今年の2月に開催予定でしたが新型コロナウイルスによる感染拡大のため延期されました。新型コロナウイルスの終息がならず患者数の増加が心配されましたが新型感染対策をしっかりと行う中、全国都道府県の連盟関係者130名の方々が出席され本県からは一瀬連盟会長、篠原理事長がセミナーに出席しました。

このセミナーの目的として「主張」を「実現」させる組織になる。確実に票読みができる体制を整え、各種選挙に確実に当選させ得る強い勝つ組織になる事を第一にして政治活動を行う事です。講演にうつる前に日本歯科医師連盟高橋会長より冒頭の挨拶でこのような時期の開催になりましたが各講師の方々による有意義なセミナーにしたいと挨拶した。

(2ページ目に続く)

(1 ページ目の続き)

まず1日目の最初には島村大参議院議員より厚生労働省の歯科口腔保健推進室が以前からの念願でありました省令室に昇格した事、省令室になることで管理職の歯科口腔保健室長がいつもいて常に歯科保健の動向を常にチェックし、また歯科保険課内の職員も相談しやすく連携をとりやすくなる事が多くなるそうです。今後さらに目指していく事は歯科医師としての視点をもつ歯科技官の管理職が増え国民の健康増進に寄与するため歯科界の意向がより政府に伝わりやすくしていく事です。

自由民主法曹団の橋爪、大胡 両弁護士より選挙違反、インターネットと選挙運動は公職選挙法 129 条各選挙につき、公職の候補者の届け出のあった日から当選挙の期日の前日まででなければする事が出来ない。選挙運動の3つの要件①特定の選挙において②特定の候補者のために③当選に得しめるため投票を得もしくは得しめる目的を持って直接又は間接に必要なかつ有利な周旋、勧誘もしくは誘導その他諸般の行為をなす事。

選挙違反①買収 ②自由妨害 ③戸別訪問 ④文書違反 ⑤投票干渉 ⑥詐偽投票 ⑦投票偽装 ⑧公務員の地位利用があり、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁として①ウェブサイト等及び電子メールを利用する方法による選挙運動の解禁②選挙運動用有料インターネット広告を禁ずる。③インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為及び屋内の演説会における映写を禁ずる。④誹謗中傷、なりすまし対策 以上でウェブ等によるホームページ、ブログ、フェイスブック、ツイッター、ライン、電子メール、ネット広告があり選挙のあり方が変わってきているとした。

2日目は、早朝8時30分より国光あやの衆議院議員、上月良祐参議院議員より指導、監査について説明があり、公平で客観的な指標として保険者と医療機関による国民的にも納得できる基準の在り方が必要でレセプト1件当たりの平均点数が都道府県の平均点数の1.2倍を超えたものがかつ前年度及び前々年度に集団的個別指導又は、個別指導を受けた保健医療機関等を除き上位より概ね8%の範囲に位置する医療機関等になっているが各都道府県においては会員数なり指導技官の人数も異なるので不公平が続いている。

次に山田太郎参議院議員より SNS で勝つ選挙、ネットには神様がいる山田太郎参議院員は自由民主党の議員ではあるが、はじめはみんなの党で次は、新党改革で出馬するも落選の経験があり、みんなの党では30,699票(最小獲得票数)を獲得し落選したが、上位当選者3人の辞職に伴い繰り上げ当選し、新党改革では291,188票の最多票による落選者という記録をお持ちで自由民主党公認では540,077票で当選にしております。本人によると、ネットで勝つ選挙とは何か、選挙経費は800万ぐらいで選挙協力者は5名だけで当選した。ゆえに選挙の在り方を根本的に変えることできる必要性を論じた。

最後に、講演者として元衆議院議員 西田譲氏より平時の政治活動と選挙の実践について候補者と目的を共有し候補者を好きになり認知、理解、共感、支持をして当選に必要な票を確実に獲得してゆき、絶対に事前運動や有利な行為を行わない事で本人および候補者を選挙違反者にしてはならないとした。以上をもって2日間に及ぶセミナーを終了し、高橋日本歯科医師連盟会長より大変有意義なセミナー内容であった事を各都道府県会員に伝えて指導してもらいたいと述べた。

[記 理事長：篠原]